

秘密法は廃止に！ 共謀罪も廃止に！

秘密法と共謀罪に反対する愛知の会
(旧 秘密保全法に反対する愛知の会)

極秘通信

47号 2024年5月1日発行

【Tel】 052-211-2236
【Fax】 052-211-2237
【Eメール】 no_himitsu@yahoo.co.jp
【ブログ】 <http://nohimityu.exblog.jp/>
【X】 https://twitter.com/himitsu_control
【facebook】 <https://www.facebook.com/nohimityu>
【郵便振替】 00840-3-214850
口座名 秘密法と共謀罪に反対する愛知の会



12周年総会を受けて、 反省と意気込み

事務局次長・弁護士 林翔太

先日4月13日の総会にお越しになった皆様、ありがとうございました。2019年4月から役員を務めており、役員の長期政権化しつつありますが、本年度もよろしく願います。経済安保版秘密保護法案が容易に衆院通過したり、岸田首相が日米同盟の強化・共同声明の発表をしたり、ロシアはウクライナから撤退する兆しもなく、中東ではかえってイランがイスラエルに無人機攻撃をしたりする(2024年4月18日現在)など国内外の情勢が非常に厳しい中で、今回の総会・記念講演は非常によかったと思います(詳しくは、報告記事をご参照ください)。今回の巻頭言では、記念講演を受けて、法律家としての反省と、今後の活動への意気込みについて触れたいと思います。

受験戦略の観点から、司法試験を合格して仕事をしている法律家も、必ずしも憲法9条のことを分かっている人は多くありません(「分かった気になっていない」人はいるかもしれないですが)。さらに日本の司法、法律家が疎いのは、国際法という分野です。司法試験の選択科目ではあるものの、受験者の中でも選択者はもともと少ないと言われています。ちなみに、私も選択しませんでした。

記念講演の中で、国連による安全保障措置は当事国である大国にないがしろにされ、人権条約に批准しても、守らない(より正確には、守る気がない)のが大国や残念ながら日本の立場です。唯一条約を引き合いに出したのは、共謀罪の時の条約です。それ以外の権規約など国際人権基準は、カナタチ氏の報告に対する自民党の態度、勧告審査に対する政府担当者の姿勢からすれば、無視されているのは明らかです。法的に見て、大国と言えるのか恥ずかしくなります。

それ以上に、今回の講演では、法律家として如何に国際法の視点が抜けていたのか思い知らされ、感銘を受けました。色んな意見や議論はあるまでも、国際法上戦争は違法です。それをアメリカに語らせようにも、国連決議を無視したり、拒否権を使ってきたりしたアメリカはその立場にない。いわゆる5大国も同じで、既に当事国になっている。

私は、地域でも、憲法9条を守り生かそうという運動に関わっていますが、国際法を守らせようという視点も重要ではないか、今後は国際法の観点も持とうと決意しました。

2012年の選挙以降は、



あの麻生政権より票も取れていない。その政権が国際的にみておかしい政策ばかりする。選挙に国民が駆けつければ、第2次安倍政権以降の流れをくむ現在の政権にも国民の審判が下せるのではないのでしょうか。視点を新たに、会員の方によっては確認して、今後の活動に生かしていきたいと思えます。

十二周年総会記念講演

経済安保「セキュリティ・

クリアランス」が狙うもの

講師：中野晃一さん（上智大学教授・政治学）

中野晃一さんのお話は小気味よい。テンポよく会場を沸かせながら岸田政治の分り難さを語った。「安倍政治は見るからに分りやすいかった。靖国神社的な歴史観、戦前の日本と重なって、見るからにやばい。岸田さんはどうか。見るからに凡庸。安倍のルールに乗っているが魂は感じられない。抗弁や反論にも責任感を感じられない」と。中野さんが「これが岸田のやりたいことだ」と確信したのは、岸田の長男が官邸に親族を呼び集めて忘年会をやったときだ。岸田は権力欲だけで何の信念もないと。だが、この岸田には安倍とは違う怖さがあると中野さんは言われた。

「安倍の時には見えなかったことが、岸田になつてか

ら見えてきた。『対米従属』が鮮明になった。訪米した岸田は連邦議会演説で『今日のウクライナは明日の東アジア、アメリカは独りではない。日本はアメリカと共にある』と表明。ウクライナ戦争はリベラルから見ても『正しい戦争 Just War』日本もNATOに準じたことをやる。その延長で、ロシアと中国が同じとみて、中国への恐怖を煽る。…自由と民主主義のために戦争する覚悟を語り、アメリカに頭を撫ぜられ喜ぶ岸田。一体どこの首相なのか！」と中野さんは岸田首相を指弾した。

軍事力と同盟では安全保障はできないと説く中野さん。「北朝鮮が核を持つのはアメリカを攻めるためではない。核を持てばアメリカ

カの攻撃を抑止できると思つてやっている。それを見た日本は軍事力を強化する。はてしない軍拡競争だ」と。「敵基地攻撃能力を持てば中国や北朝鮮は攻撃しない、という方がお花畑。これが安全保障のジレンマ。同盟とはチンピラの喧嘩にやぐざが出てくること。戦争になり同盟国が参戦すれば、下手すると世界戦争になる。ウクライナがロシアを攻撃すれば、ロシアがやり返し、ZCZCが出て世界戦争になりかねない。台湾有事でも米中の本土は聖域化して、台湾と日本が戦場になりかねない」と。まさに軍拡競争を地で行く岸田政権への強烈なパンチだ。岸田は軍拡を頑張ると表明し、アメリカに頭を撫ぜられ喜んでいう。何をか言わんや！

経済分野や研究開発分野など広範な分野が秘密指定される「セキュリティ・クリアランス（適性評価制度）」は、アメリカからの要請だ。中国に情報が漏れないようにする仕組みを経済分野に

も広げようとしている。民間企業で働く多くの労働者が資格審査の対象にされるこの問題について、中野さんは「学問の自由」「大学の自治」の観点から警鐘を鳴らした。「学問の自由」は「内心の自由」だけではない。「信教の自由」「結社の自由」につながる重大な問題だ。「学問の自由」は「学問共同体の自由」として考えなければならぬ。それは「大学の自治」「研究の公開」が保証されなければ成立しないのだ、と。

「台湾有事で戦争になれば、戦場は台湾と日本。現実的にありうるのは海上封鎖。物流が止まればアウト。台湾は無血開城せざるをえない。いきなりミサイルが飛ぶということはない。われわれが軍事化に反対するとお花畑と言われるが、アメリカいいなりで武器を買わされ、戦場になるのは日本であることを考えれば戦争を回避するしかない。敵基地攻撃能力を持ち一発撃てば戦争は終わると

いう方がお花畑。そういうことに確信をもっていこう」と、中野さんは締めくくられた。

（報告…加藤けい子）



中野教授の講演の録画は、5月10日以降無料公開します。上記QRコードからご視聴下さい。

12周年総会のご報告

文責：中川 匡 亮

2024年4月13日、鯉城ホールにて、当会の12周年総会が開催されました。

24年度の会費の納入の呼びかけもされました。

2023年度の活動報告として、極秘通信の発行、拡大世話人会が開催されたこと、主催した学習会（「超」監視社会がやってきた！「マイナンバー」が日本を壊す、「経済安保法『改正』の名のもとに拡大する秘密法体制」、マイナ保険証一本化反対実行委員会を形成しマイナ保険証一本化反対の連続行動を行ったこと、団体署名（「一審判決を乗り越え、公安警察による情報収集・保有を断罪する判決を！」（大垣市民監視違憲訴訟））を行ったこと、などが報告されました。

続いて、同年度の決算報告と監査報告があり、20

今後の活動として、6月

3日（月）午後0時から栄ラシック東側歩道にて街頭宣伝を行います。

役員については、これまでの役員（濱嶋代表、中川事務局長、林事務局次長）が留任することとなりました。また、会の運営として、事務負担や経費の軽減のため、ニュース等は原則としてEメールで届ける旨が確認され、また、各種事務の担い手の減少に対応するため、極秘通信の編集を中心とする会の運営実務の一部について、世話人会または会員メーリングリストの決定により、有償又は無償による外部委託ができるようにする旨の申し合わせ事項の改定もなされました。

総会に続く記念講演では、経済安保『セキュリティ・クリアランス』が狙うもののテーマで中野晃一さん（上智大学教授・政治学）にご講演を頂きました（詳細は別稿をご覧ください）。

その後、「戦争で儲ける国づくりをさせない！」の表題で集会宣言が採択されました。総会には会場参加79名、オンライン参加55名、合計134名の方にご参加頂きました。今後、市民の表現の自由を守るための活動、監視国家化を防止するための活動、ひいては平和を目指した活動を行って行きます。

愛知県弁護士会

「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」案の抱える問題点の解消がなされないまま可決されることに反対する会長声明

愛知県弁護士会が、2024年4月19日に経済秘密保護法に反対する会長声明を发出しましたのでご紹介いたします。日弁連も各単位会も続々と反対声明を发出しています。問題点の多い、人権侵害立法であることの表れです。私たちも、反対と声を挙げていきましょう。

「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」案（以下「本法案」という。）が、衆議院を4月9日に通過し、現在参議院で審議中である。

本法案は、行政機関の所掌事務に係る重要経済基盤保護情報であつて、公になつていないもののうち、その

密)に該当する情報を除く)。

すなわち、本法案は、「特別防衛秘密」や「特定秘密」に該当しない「経済安全保障上重要な情報」の漏えい等を新たに処罰対象とするものである。しかも「特定秘密の保護に関する法律」(以下「特定秘密保護法」という)のように防衛・外交・スパイ防止・テロ防止の四分野に限定されている訳でもなく、経済安全保障分野に、秘密保護法を拡大するものである。

本法案の問題点の第1は、第2条第4項に規定する「重要経済基盤保護情報」の内容が抽象的かつ極めて広範であるので、この中から指定される「重要経済安

保情報」は恣意的なものとなる危険が高い。

ているので、ジャーナリストや市民が情報を取得しよ

第2に、本法案にも適性評価(セキュリティ・クリ

しかも、適性評価のため

の調査は行政機関の長が内閣総理大臣にその調査を求

以上のとおり、本法案は、市民の知る権利やプライバシー

本法案の問題は残ったままである。

よって、当会は、本法案について、その問題点につ

2024(令和6)年4月19日
愛知県弁護士会

会長 伊藤 倫文

街頭宣伝活動 毎月やっています

月に一度街頭での宣伝活動を行っています。
秘密法の実質改訂・経済安保版秘密保護法や土地規制法に基づく地域指定の問題など、時々の課題をスピーチ

〈今後の予定〉

6月3日(月) 12~13時 場所は栄・ラシック東側歩道



総会で、6/16(日)に「警察による住民監視」2つの事件の控訴審判決(仮題)の学習会を行うと告知しましたが、1つの判決言い渡しが遅延となったので、学習会も延期とします。追ってお知らせします。